

西山秀尚一般質問（日本共産党）	1 ページ
菅谷寛志（自民党）代表質問	7 ページ
松尾忠昌（公明党）一般質問	10 ページ
承認された人事	12 ページ

- 西山秀尚議員の行った一般質問をご紹介します。

**西山秀尚**（日本共産党、伏見区）2000年12月8日

## 地球温暖化防止会議 COP6 の決裂は 排出規制に背を向ける日本政府の姿勢が原因

【西山】

先ずエネルギー問題についてです。先般、ハーグで開かれた地球温暖化防止会議COP6は日本などが産業優先の立場から排出規制に背を向ける姿勢に固執したため決裂することになりました。代表質問でも取り上げましたが、知事は決裂の原因についてはこたえず、ただリーダーシップの発揮だけを求められましたが、どこに問題があったと考えておられるのかおこたえ下さい。

【企画環境部長】 COP6 であるが、森林の吸収源や排出量取引などの京都メカニズム等の取り扱いについて、先進国内及び途上国の間で、それぞれの主張が複雑に錯綜し合意形成が困難を極め、合意に至らなかったものと考えている。これらの課題については引き続き協議されると聞いており、機会あるごとに議定書の早期発効にむけてのリーダーシップの発揮を国や条約締結国等に要望していきたい。

## 脱原発は世界のすう勢 逆行する「原発立地推進法」 久美浜原発は立地するなどの態度を明確にせよ

【西山】

会議ではまた日本が原発を温暖化防止の手段と位置づける主張を行ないましたが脱原発を目指す西欧諸国は勿論、会議を通じて終始、日本の立場を支持したアメリカでさえこれを否定しました。台湾が第4原発建設中止を決めたように脱原発、新エネルギーへの転換は先進国だけでなく、まさに世界の趨勢になっているのです。

ところがわが国ではこの流れに逆行し、ナトリウム事故を起こして運転を休止していた高速増殖炉もんじゅの運転再開を決定し、今国会では自民・公明などの議員提案で提出された原発立地推進法いわゆる「原発立地推進法」を野党の反対を押し切り、ほとんど審議なしで成立させました。この法律はこれまでの電源三法による立地促進の交付金とは別に立地地域に一般財源で道路・港湾などの公共事業の補助率をカサ上げして優遇しようとするものです。相次ぐ原発事故により、原発の新增設に反対する世論の高まり

に立地の推進が困難ななか新たな予算措置で世論を抑え、あわせてゼネコンなど支持基盤の崩壊をくい止めようとするねらいです。現にムダの典型として中止が決まっていた福井空港の建設継続がもんじゅの再開と期を一にして、突如決定されることさえ報道されています。しかしその一方で原発の新增設反対の世論は既設原発立地地域での公共事業が地域振興に役立っていない事実が明らかになってきていることも相俟ってますます高まっています。最近も久美浜原発の立地予定地でその一部を原発導入反対の住民が私費をだして買収しました。この土地はリゾート計画にもとづき進出を予定していた業者がその破綻の結果手放したものです。リゾート計画の当然の破綻が原発立地をも困難に追いこんだ象徴的な現状ではないでしょうか。

知事は原発立地推進法についてどのように考えておられるかお聞かせください。また久美浜原発は立地すべきではないとの立場をいまの情勢のなかで改めて明確にすべきではないか、明らかにしてください。

**【知事】** 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法は、原子力発電施設等の周辺の地域の振興に寄与することを目的にしたものと承知している。関西電力の久美浜原子力発電所計画については、従来から申しあげているように、地元の理解と協力が基本であることはもちろんのこと、何よりも安全安心の確保が大前提であることは言うまでもないことである。現在、地元久美浜町で慎重に論議を重ねられていると聞いている。

## 具体的な問題指摘を生かし 原発防災計画改定を 原子力防災訓練は実際の災害を想定したものに

### 【西山】

さて原発地域防災計画の見直しはどのように進んでいますか。私は現行の計画が原発安全神話、つまり大規模事故はあり得ないという立場で策定されていること。したがって改訂にあたっては大規模事故を現実想定した立場で策定されるべきと強調してきました。たとえば、高浜原発付近では東北東の風が年間で一番多く吹いています。ところが避難場所のほとんどが高浜原発の風下に設定されていますが、これを改める必要があること、もしこの避難場所が一次避難場所と言うならより遠方への迅速な避難方法が日常的に準備されていなければならないこと、ヨード剤の配置場所が緊急時に間に合わないこと等々具体的な問題点を指摘して改定を求めてきましたが、これらについてどのように改定されようとしていますか具体的におこたえ下さい。

私は現行計画が原子力防災訓練について住民参加を考えていないことを指摘し、改訂にあたっては住民参加を明記すること、同時に住民参加の防災訓練を行なうことを繰り返し提案してきました。知事は福井県の防災訓練に合わせ、舞鶴、綾部両市と協力して三月にも実施すると述べておられます。すでに具体的計画が作成されていると思いますがどのようになっていますか。新聞報道によりますと立地県のうち宮城と茨城は実効性のある訓練を行なうためには防災計画の完成が先として、本年度の訓練を見送りました。他の10道県は既存の防災計画をベースにしたり、新しい防災計画の素案に基いて訓練内容を練るとしています。どのように把握しておられますか。

10月28日に行われた島根県の訓練はスリーマイル島事故の数10倍の放射能もれを想定した訓練なのに、避難地区住民の参加予定は110人で実際に参加したのは46人、しかも避難場所は原発からすぐそばの約1km先の町立施設でした。このため住民から、災害時を考えれば「意味があるのか」と疑問の声があがったと報道されています。「初めて行なったことに意義がある」ではすまされない「訓練のための訓練」でなかったのでしょうか。本府の訓練は、やはり起こりうる実際の災害を想定したものにしたいと考えていますが、いかがでしょうか。かさねて答弁をお願いします。

**【知事】** 原子力発電所に関わる地域防災計画の修正についてだが、昨年発生したJCO臨界事故をふまえて、国は、初期対応の迅速化や自治体との連携強化などを柱とした原子力災害対策特別措置法を制定するとともに、防災基本計画の修正を行ったところだ。府においても、この法律及び基本計画の修正を踏まえ、必要な修正作業を、関係市や府原子力防災専門委員の意見を聞くとともに、立地県である福井県の計画も考慮しながら鋭意進めている。

避難所の設置場所については、地理的条件や人口分布などを考慮し、関係市において指定している。ヨウ素剤については、緊急時において的確に配布できる場所に保管するとともに、関係市の定める配布計画に基づき配布することとしている。

原子力防災訓練だが、本年6月の法施行後、原子力発電所に関係する14都道府県のうち6県において周辺住民も参加した訓練が実施されている。府においても福井県と連携して来年3月に住民も参加した訓練を行う方向で、現在舞鶴市綾部市と訓練内容の調整を行っている。国や福井県とも協議し、訓練内容について十分調整を行っていく。

## 自然エネルギー発電促進法案をつぶした自民党

**【西山】**

先にもふれましたが先進資本主義国では脱原発のために自然エネルギーの開発利用に力を注いでいます。たとえばドイツでは再生可能エネルギー法によって電力会社に採算に合うよう割高で買い取ることを義務づけた結果、風力発電は昨年までに8000基460万キロワットの普及となりました。EUもアメリカもそれぞれ1000万キロワットを目標に開発をすすめています。日本では超党派の自然エネルギー促進議員連盟が自然エネルギー発電促進法案の提出をめざしましたが「電力会社の買取り義務は規制緩和自由化の流れに逆行する」と自民党の原発推進派の反対で実現しませんでした。自民党のこのような暴挙は厳しく糾弾されなければなりません。自然エネルギーのコスト高が強調されますが原発の場合、廃棄物の処理費用までも含めれば、はるかにコスト高になるわけであります。ですからドイツのように奨励の意味も含めて割高の買取り制を行うのは当然です。新聞報道はアンケートに対して京都府も含め42都道府県政令市が法案に賛成と答えたとしています。知事のご見解をあらためておきかせ下さい。

**【企画環境部長】** 自然エネルギー発電の促進に関する法律案だが、法案の内容が流動的な段階だったので、法案そのものの評価ではなく、自然エネルギー普及にむけた仕組みが拡充されることを期待する旨の回答をしたもの。

## 太陽光発電に独自の補助・融資を

**【西山】**

日本は京都議定書でCO2の6%の削減を誓約しています。ところが最近発表された民間機関の試算では化石燃料の消費のために逆に10年間で10%増加したとのことです。いまやクリーンエネルギーへの転換はまったなしと言わなければなりません。

住宅用太陽光発電設備にたいする補助制度は国民の環境意識の高まりのなか、本年度新エネルギー財団の予算枠をはるかに上回る申請で審査を打ち切らざるを得なくなるほどでした。ところが資源エネルギー庁は製造コスト減を理由に助成額を3分の2に減らし、2002年度には補助打ち切りの方向と言われています。電力会社の電力販売に影響が出るとも言うのでしょうか。住宅販売大手メーカーは「地球温暖化をすすめる高速道路や空港に金をつかうよりはるかによいのに」となげいていますし、立命館大学の浜川教授も「太陽光発電が軌道にのり出したところでその芽をつみとらないでほしい」と述べています。

本府の新しい総合計画は2010年の普及世帯数を試案の段階の5千世帯を、答申では1万5千世帯に引きあげました。結構なことですが。しかし国が百万世帯を目指しているのに比べるとまたきわめて低い目標といえます。より高い目標に改めると共に他府県のような補助、融資の制度を検討するべきです。どのようにお考えですか。

**【企画環境部長】** 東京都府総合計画案の数値目標だが、現在国の総合エネルギー調査会において、新たな新エネルギー導入目標の議論がされており、その中で使われている最新の数値で、府域で実現可能と考えられる最大値を目標値とした。国は、太陽光発電システムの低価格化と普及拡大による市場自立化をめざして助成を行っており、府としても今後とも府民への太陽光発電の普及がはかられるよう、引き続き国に対して働きかけていく。

## 風力発電の立地場所をさらに検討し 漁協などにも売電の検討を

### 【西山】

本府は伊根町の太鼓山に出力4500kWの風力発電事業を開始しました。自然エネルギーの再生をめざす取り組みとして意義のあるものであります。北海道や三重県をはじめ全国各地で港の防波堤を利用する風力発電も計画されています。これらも含め、新たな立地場所を検討すべきと考えますがいかがでしょうか。ところで既に9月議会でもとりあげられましたが当初関電が提示していた買い取り単価kW当たり11円40銭は東京、中部電力などに比べ最高30銭も低く本府として単価アップを要望していくとのことでしたが、どのようになりましたか。私が調べましたところ、同じく公営で行っている石川県は14円53銭、高知県は14円43銭となっています。ところが、関電は府の申し入れに対して逆に入札に変更を要求し、単価低下になると報道されています。どうなっていますか併せておたえ下さい。

送電線の開放自由化が進んでいます。たとえば太鼓山での発電力を伊根漁協の冷凍冷蔵施設に売電することで本府も漁協も両方の利益につながることにならないのか、一度計算していただきたいと考えます。

私は公営の水力発電の売電状況についても調べていただきましたが、本府の大野ダムの場合、1kW当りの単価10円43銭、これに比べて福島県は18円26銭、山梨県奈良田第三ダムは17円53銭をはじめ静岡県、高知県、石川県、神奈川県などが14円台となっています。この積算根拠はどうなっているのか、値上げを要望すべきではないのか、改めて知事の御見解をお聞かせください。

**【企業局長】** 風力発電の事業化にあたっては、風況、送電線の確保などに加え公営企業としての採算性などの諸条件が重要であると考えている。これまでの調査結果から伊根町太鼓山で事業化することを認められ、現在完成に全力をあげている。風力発電の売電単価については、近年、風車性能の著しい向上やコスト縮減などにともない、各電力会社とも発電量2000kW以上の大口事業者に対して入札制を導入し、北海道ではすでに9円前後で契約されている。府としてはこういった動向に留意しつつ、事業化の検討に当たって示された11円40銭が確保できるように現在関西電力に強く働きかけている。水力発電所の売電単価は、発電量1kW/hの事業経営上必要となる経費、いわゆる総括原価方式により積算されているため、個々の発電所によって減価償却費などが異なることから単価の差が生じているもの。府の大野発電所は10円43銭だが、平成12年度の全国平均は9円65銭となっている。今後とも健全な経営が継続できるように務めてまいりたい。

## 関空2期工事着工は無謀 追加負担に応じず撤退を

## 【西山】

つぎに関西国際空港問題について質問します。政府は関空会社の経営安定化のため、出資自治体に対して新たな追加負担を求めています。これに対して知事は記者会見で「成田空港は国の運営なのに関西空港が株式会社であるのはおかしい。2期工事は国の施策として考える必要がある云々」と述べられたそうであり。私は知事のこの言明は積極的な意味があると評価したいと考えています。それは単に府財政が困難であるという理由だけでなく、関空のあり方そのものについて述べられているからであります。

わが議員団はこれまでから出資そのものに反対してきました。本府はすでに15億円近くを出資または貸し付けていますが、改めてこれまでいくら支出したのか、今後、どれだけ出資しなければならないのか、追加負担はどれほどになるのかまず明らかにしていただきたい。現在でも赤字でしかも神戸空港や中部空港など競合する空港の出現でいっそう経営見通しがたたないのに、さらに2期工事に着工するのは全く無謀であり、追加負担に応じないことは勿論、撤退すべきであると考えます。政府は今回の補正予算で86億の要求を10億に絞り、さらに来年度も削られる可能性が取りざたされ、民主党も中止を視野に検討に入ったと報ぜられています。知事の御所見をお聞かせください。

さらに現空港の国際競争力を強化するためには着陸料値下げが必要であるとして、これにも自治体の負担が求められています。新聞報道によりますと本府の負担は1200万円になるとのことですが、運輸省は11月中の回答を求めているそうであり、本府はどのような態度で臨まれていますか、あわせてお答えください。

**【企画環境部長】** 関西国際空港については、先に高橋進議員の代表質問に知事が答弁した通り、2期工事については、長期的展望に立って京都府域や関西圏における産業振興や社会経済活動の活性化などを促すものとして、重要な役割を果たすものと考えておまして、今後ともその着実な推進に努めたい。府のこれまでの支出額は、13億5000万円、今後の支出予定額は12億2300万円、新たな追加負担の要請は聞いていない。国際競争力強化策にかかる関係自治体の負担スキムについてだが、地方公共団体連絡協議会の事務局である大阪府から新たな負担の連絡はない。

## とり返しのつかない和田ふ頭はきっぱり中止を 学研都市は国の責任を明確にせよ

### 【西山】

関空問題から私は2つの教訓をひき出す必要があると考えます。

その一つは舞鶴港の問題で関空の抱える問題と全く同様です。現在でも使用料は人件費や維持費をまかなうだけで、建設費の利子負担がふくらむばかり、しかも対岸の釜山などハブ港湾の建設で貿易量の増加は見込めず、定期船の継続のためにはギャランティの支援さえ必要と与党議員も述べる有様です。このような状況のもとで、関空の2期工事とも言える和田ふ頭の建設はきっぱり中止すべきと考えます。

いま一つは学研都市建設です。知事は「成田が国の施策で関空が民間はおかしい」と述べられました。同様に学研都市も筑波は国の施策で京阪奈は地元まかせです。知事はこれまで民間活力ですめることの意義を得々と述べてこられました。建設の破たん、矛盾はこの民間活力にあるのではありませんか。

しかも筑波では張りつく研究所は建設以前から国立研究所の移転と決定されていました。住宅も研究所に携わる家族を対象に出発しました。なによりも事業主体は国と明確でした。ところが京阪奈は研究施設もよびこみ型で住宅も不動産会社の分譲、いうならこれもよびこみ型です。その上、都市全体の事業主体がないまま今日に至りました。これが建設の行きづまりや交通問題など、いびつなまちづくりとなって地元自治体の出

費だけが激増していることになっているのではありませんか。今こそ国の責任を明確にすべきであります。以上を指摘しておきます。

## 京川橋上流の不法占拠の養豚場や廃車の撤去を 府は法律に基づく撤去命令を約束

【西山】

つぎに京の川づくりに関連しておたづねします。

数年前、ちょうど、京の川づくり策定費が計上されたときですが、本会議代表質問で、伏見区選出の与党議員が「鴨川の水辺空間の整備に南北格差があるのではないか」と下流部の整備を求めました。これに対して知事は、「かねがね上流に比べて下流の格差がひどいというご意見も賜っておりますので、ぜひひとつ踏査してみたい」と答弁されました。ですから実状はよくご存知と思いますので詳しくは申しませんが、その後も、荒れるにまかせて全く放置されています。竹田橋下流右岸と鳥羽大橋上流左岸には以前から運動広場といいますか公園といいますかがとにかく存りました。しかし現在、雑草が茂るにまかせ、放置自動車や自転車がめだち、利用する人がありません。京川橋上流左岸は分譲マンション管理の業者によって、よく整備されています。ところがその対岸の府有地を不法占有している養豚場の悪臭に加え、カラスの群によって幼児が危険ということでこれまた殆ど利用されていません。しかも養豚場の下手には廃車が山積みされ、著しく景観をそこねています。京川橋の下流には「京の川づくり事業 京都府」と書いた看板が大きなたてられています。そのそばに広場が少し申しわけ程度にあります。しかしその対岸、つまり鴨川右岸の広大な府有地はそのままとなって、沿線全体が未整備です。今日、鴨川の中流域の整備が一段落したもとの、改めて下流域の整備案を早急に樹立され看板にふさわしい川づくりにとりくまれるよう提案します。さきに紹介した既存の広場の整備はすぐに出来ることであり、不法占有地の解消解決と併せ早急な対策を求めるものですがいかがですか。

鴨川は桂川、ひいては淀川に合流するのですが、私は22年前、議員となった最初の質問に淀川河川公園の整備をとりあげ、建設省も整備の基本計画を策定しました。しかし三川合流点、基本計画では水景園と位置づけられているところですが、そこで桜並木と大山崎町の運動広場ができただけで殆ど進捗していません。

本府は毎年のように促進方を国に要望し、南部広域行政圏の自治体は本府に要望する繰り返しであり、これにたいして建設省の方は関係自治体が計画にもとづいて独自に進めるなら支援するという態度です。これではいちごっこで前に進みません。本府は毎年、促進費を予算化しているわけですが、いったい何につかっているのか、関係自治体との連絡会を設置開催することになっているのにどう機能しているのかはなはだ疑問であります。

今回答申のあった新府総では淀川河川公園の整備がとりあげられ、国、府、市町が役割を分担してすすめるとなっています。結構なことですが「書いてある」だけに終わらせないよう、早急に具体化すべきと思います。ただ、府の役割が京都市、乙訓地域のうち三川合流部に限定され、その他は山城中部も含め国と市町の分担となっています。基本計画の完成に府が責任をもつことを明確にする必要があります。また関係者のあいだの連絡会の機能を強化することも必要です。知事の御所見をお伺いします。

【土木建築部長】 京の川づくり事業についてだが、鴨川下流部は京の川づくりプランの中で洛南はぐくみの川と位置付け、府民が水にふれ、水辺の生き物をはぐくみ、川の魅力を感じる水辺空間の形成をめざした計画として取り組んでいる。この計画に基づき、京川橋上下流の高水敷において散策路や芝生広場などの整備を実施し、現在勧進橋下流

などにおいて同様の整備を進めている。京川橋上流右岸の養豚場や廃車の堆積については、河川敷が不法占拠されており、従来から撤去指導に努めてきたが、依然として撤去に応じないため、現在是正を図るべく法律にもとづく撤去命令に向けて手続きを進めているところである。鴨川下流部の河川敷の除草については、公園などの整備している河川について年2回程度実施している。放置自動車等は、適切な河川の利用を図るため、従来から警察と協力するなどして順次撤去を進めている。淀川河川公園だが、国においてすでに背割り堤地区の整備を終え、現在大山崎地区において、運動公園に引き続きオートピクニック場などの整備が進められている。国営淀川河川公園建設促進費については、淀川上流域国営公園推進行政連絡会等の分担金として支出しているものであり、本連絡会は淀川上流三川に国営の河川公園を整備し、その促進を図ることを目的として、京都府が中心となり関係18市町村とともに設立したもの。活動は相互の連絡調整、先進事例の調査とともに大山崎地区での整備促進や上流域への河川公園の延伸に向けて国への要望活動を行っている。淀川河川公園基本計画は現在見直しが進められており、府もこれにあわせ8年度から10年度にかけて市町村の意向を踏まえ、上流域の延伸に向けた調査を行った。この成果が基本計画の見直しに反映されるように連絡会を中心に国に働きかけていきたい。

## ● 他会派の質問の概要をご紹介します

(代表質問)

**菅谷寛志（自民、山科区）2000年12月6日**

**教育問題について**

2002年実施の新しい学習指導要領では、知識詰め込み型の教育から、自ら学び、考える「生きる力」を育むことが基本とされているが

- (1)新しい総合計画においても、取り上げられているが、「生きる力」の育成についてどのように考えているのか。21世紀のあるべき京都の教育の方向性は。
- (2)「総合的な学習の時間」の位置付けは。市町村で試行の「総合的な学習の時間」に対する評価及び今後の課題は何か。今後の充実方策は。
- (3)「総合的な学習の時間」に対応できる教員の育成が緊急の課題。
  - ①教員研修について、実社会での体験、企業や社会福祉施設等、本庁や出先機関、外郭団体での研修、私学との人事交流等も検討すべき。
  - ②教員研修も、従来型の研修から社会性や独創性を養う研修に移行すべき、取組成果、今後の教員研修の充実方策は。
- (4)教員に、積極的に社会人を正規採用、社会人講師を充実すべき。小学校教員、40歳以下の教員が極端に少ない。こうした年齢層への社会人登用も今後の検討課題。教員採用のあり方及び今後の取組方針はどうか。
- (5)「教育課程審議会答申」で、児童生徒の学習到達度の評価が、これまでの「相対評価」から「絶対評価」を重視する方向が打ち出された。
  - ①「絶対評価」は評価できるが、集団の中で自分の位置を知ることが重要。児童生徒の学習到達度を測る評価のあり方は、工夫が必要になると考えるがどうか。
  - ②評価の変更に伴う最大の課題は、学習到達度のみならず、内面的な評価について、如何に客観的に評価を行うかだ。評価基準及び教員の評価能力の向上の取組方針はどうか。

**【知事】** 最近の想像を絶する青少年の非行や兇悪な犯罪の続出、不登校やいじめ、校内暴力など今日の子供たちをめぐる深刻な問題に心を痛めている。こうした事態の生み出した背景には、戦後食べ物もない、また着るものもない住む家もないといった生活から早く

脱出したい、そういう思いのために物への憧れが大変強くなり、一方では経済発展の大きなエネルギーになったが、行き過ぎてしまいすべて物やお金が最高の価値であるということにされてしまったこと。また敗戦によるショックで軍事国家の国家権力に対する反発のあまり、社会の中の人間であるということをおろそかにして、過去の日本の社会道徳は、いいものも含めすべて封建思想だと捨てさってしまい、履き違えられた個人主義や自由主義が教えられ、社会に充満した。人間にとって最も大切な心の豊かさを失ってしまった大人社会全体の問題を真摯に受け止めなければならない。そしてその教育を受けた人、さらにはその子どもさんが親になっている。このような時代でも、親としてのしっかりした考え、責任を果たしている方もたくさんおられるが、子どもたちの豊かな心や生きる力を育むためには、大人自身の規範意識や責任感の希薄さ、物質的な価値や快楽を優先する社会の風潮を改めていくことが先ず重要であると考えている。その上で家庭、地域社会、学校が相互に連携、結び合いながらそれぞれの役割を果たしていくことが重要だ。子どもの個性や自立心を理解せずに、親の望む進路を子どもに押し付け、自らの存在感や主体性を失なわせるという事例も見受けられる。また、人間としての最低の倫理観やしつけを十分に教えられない親があるということも聞く。少子化核家族化の進む中で、家庭の教育力を充実することが、ますます重要になってくる。家庭の教育力というところであらたまて聞こえるが、実際は自分の子どもが社会を構成して生きていく人間という動物の一種として生きるための基本、身の回りのことを自分でし、社会の基礎となる決まりを守っていくという最小限のことであり、他の動物でもやっている様なことであろうと思うが、それすらできていないことが問題だ。地域社会では、子供たちはわが町を担う基調な宝であるという認識で、年齢を越えた交流の機会や様々な体験で地域ぐるみで大切に育てていくことが求められる。学校においては、社会生活に必要な知識や能力を身につけ、豊かな人間性を育むといういつの時代にも合っても変わることのない教育の目標を重視するとともに、いっそうの加速が予想される21世紀の社会の変化に対応できる人間を育てることが大きな使命だ。多様な人間の能力と価値を最大限に引き出し、ともに生きる力を育むことこそ21世紀のあるべき教育の方向性と考えており、子供たちの健やかな静聴を願って先頭に立って努力していきたい。

**【教育長】** 「総合的な学習」の時間は新しい指導要領において重要な役割を担う時間。現在全ての小中学校で準備を進めているが、今後、研究指定校30校の実践を中心に事例集を作成し、各学校に配布しその成果の波及をはかるとともに、府立総合教育センターでの研究を進めいっそうの定着実践をはかる。教員研修だが、これまでの座学中心の研修だけでなく、民間企業等への派遣研修、節目研修などに取り組んできた。今後ともいっそうの工夫をはかる。平成10年度から受験年齢制限を緩和し、多様な人材の登用に務めている。現在殆どの学校で外交官、弁護士、国体選手、郷土芸能家など地域社会の多彩な人材を講師として活用している。今後とも多様な講師の活用をはかる。学習状況の評価については、今回の教育課程審議会の答申では、絶対評価重視の方向が打ち出されたが、一方児童生徒については、集団の中における相対評価も重要である。指導と評価は表裏一体のものであり、客観的に高い信頼性の高い評価のあり方と教員の票能力の向上を図っていく。

### 児童虐待防止について

本年11月から施行された児童虐待防止法の児童虐待の「早期発見・保護」について。今後の対策として、早期発見・保護の体制づくりや予防の観点から、地域で活躍している「児童委員」等を活用した地域の子育て機能、特に相談機能を充実すべきと考えるが、知事の所見は。

**【知事】** 11月22日に保険医療福祉関係者とともに児童虐待防止のためのシンポジウムを開くとともに、府医師会、保育協会、市町村にたいし早期発見の協力を改めて要請し、家庭への立入り調査権限を児童相談所長に委任し、即時対応の整備をはかった。身近

な相談相手である民生児童委員への期待は大きい。研修を実施するとともに虐待防止ネットワークへの橋渡しの活動をしてもらう。地域の子育て相談の中核的な役割を果たす地域子育て支援センターのいっそうの拡充を図る。

### 都市型水害対策について

東海地方を襲った集中豪雨は、都市河川の氾濫が甚大な被害をもたらすという、都市型水害の特徴が顕著に現れた災害。都市部における水害を防止するために、河川の流下能力を高めるとともに、下水道等の整備が必要と考える。

(1) 鴨川については、かつての氾濫を教訓として、対策を早急に講じる必要がある。昨年報道された鴨川の地下トンネル構想について、現在の検討状況は。

(2) 四宮川は、治水安全性が低く、河川の両側に住宅が密集し、氾濫すると甚大な被害が予想され、抜本的な治水対策が必要と考える。氾濫対策として、下水道整備と連携した総合的な雨水排水対策を府市協調で協議していると聞くと、現在の進捗状況はどうか。

(3) 都市型水害の特徴を踏まえた都市河川の治水対策について、今後の取組方針はどうか。洪水発生時における住民への情報提供等の防災体制の確立は。

**【知事】** 名古屋の水害で治水対策の推進が極めて重要と改めて認識した。鴨川については、100年に1度の規模の毎秒1500立方メートルの洪水に備えることを基本構想としている。歴史都市にふさわしい景観に配慮して、河床掘削などを進めているが、根本的な通水能力の向上を図るためには、大幅な拡幅が困難なところであり、鴨川の地下トンネル放水路などについて、現在大学の専門家も入っていただき内部的な検討を進めている。今後府民のみなさんや学識経験者の意見も聞きながら更に検討を進める。四宮川流域についてはたびたび水害を受けており、昨年6月も大きな被害を受けた。浸水被害の軽減を早期にはかるため、内水面配慮対策として、京都市が実施する下水道計画と調整を図っている。抜本的な治水対策として、上流域に調整池の設置や放水路を作るなどの総合的な治水対策を進める。総合的な治水対策については、自治省の提言を踏まえ河川改修などの着実な推進とともに情報提供などについても進める。

### 包括外部監査について

行財政改革を推進するためには、コスト意識を徹底させ、無駄を省き、効率的な行財政運営に努めることが重要であり、企業会計人による外部監査は、この意味からも貴重な問題提起をされるものと期待する。

(1) この包括外部監査制度について、どのように評価しているのか。

(2) 外部監査を有効に活用するために、府民等への周知方策についての取り組みは、どのような姿勢で行財政改革に臨まれるのか。

今回の府立3病院と府立医科大学附属病院に関する監査報告では、繰入金削減目標を達成するための具体的な方策が示されていないことや、他の公立病院に比べて人件費が高いこと等、多くの問題点を厳しく指摘し、改善策を提示される等、改革への処方箋を見事に描き出している。改革に向けた取組みの進捗状況はどうか。

**【知事】** 監査機能の独立性や専門性をいっそう充実させるとともに、外部の専門家から行財政運営の適正化や効率的な事業の執行を進める上で貴重な指摘をいただける大変有意義なものとして認識している。昨年度、府立病院の経営や府財政の現状と課題について監査をいただき、結果をただちに広報に記載し府民に知らせ、関係部局にたいして適切に対処するように支持した。指摘された病院運営の改善については、医大付属病院において診療報酬請求業務の外部委託や医薬材料の調達方法の見直しによるコスト削減、病床利用率の向上、患者のニーズに対応した診療科の再編成に取り組み、府立病院においてもそれぞれの美容院の特性に応じて、給食等業務の外部委託の拡大、医薬品在庫管理の徹底、患者サ

サービスの向上と診療収入拡大の観点からの適時適温給食の拡大、人口透析などの外来診療体制の充実など積極的に進めている。こうした取り組みは一定整理された段階で明らかにする。行財政システム21推進本部に設置した検討委員会や各病院に設置した検討組織などでよりいっそう鋭意検討する。

## NPO等について

NPO等の社会貢献活動を促進し、タイアップしながら、様々なニーズに応えられるシステムを構築することが重要と考える。本府のコーディネーターとしての役割が重要と考える。NPO等に何を期待し、育成し、どのように社会貢献活動を支援するのか。役割分担等を明確にする中で、如何にパートナーシップを確立すべきと考えているのか。2001年は、「ボランティア国際年」取組方針はどうか。

**【知事】** NPOは公共的サービスの新たな担い手としての大きな役割が期待されている。行政と対等なパートナーとして協力共同していく。組織的財政的に未成熟であり、活動しやすい条件整備が必要。社会貢献活動促進懇話会に検討を依頼しており、近々提言が予定されており、それを踏まえて府民の意見を聞き、本年度内に府としての基本方針を策定する。ボランティア国際年は、重要な契機として、来年1月シンポジウムを開催する。現在実行委員会を設け準備を進めている。

## 松尾忠昌（公明、山科区） 2000年12月7日

最近、ボランティア送迎と言って、福祉タクシーを名乗り、利用者から運賃を取って営業するグループが関西地区で幾つか存在している。これらのグループは、もちろんタクシー業の営業免許は取っていないため、白ナンバー営業いわゆる白タクということになる。、こうした行為は道路運送法違反の疑いが極めて強い。京都市山科区内のある学区社会福祉協議会の会長が社会福祉協議会の中にボランティアグループ「福祉バスの会」を作り、その代表となっている。24時間テレビ「愛は地球を救う」チャリティ委員会よりリフトつきワンボックスカーの贈呈を受け、営業を始めたようだ。当初設定された運賃は、距離と時間の合算方式で、これを利用するためには、当社会福祉協議会の中に作られた「会」に入会金を払って、入会登録をしなければならない。最近、これらの料金が赤字経営のためという理由で大幅に値上げされた。この福祉バスの運転手は、20人が登録され、仕事の休みや余暇をボランティア活動として送迎サービスを提供、この会からは1日当りわずかですが500円程度の謝礼金が支給され、無償提供された車両とボランティアによる運転や介助によって成り立っている。会の機関紙の利用者の中身から見ると、利用者は必ずしも障害者や体の不自由な高齢者に限ってはいないということがうかがえる。

問題と思われる点を整理しておきたい。

第1に、ボランティアであるなら白ナンバーであっても料金を取ってタクシー営業することができるのかということであります。

第2に、この福祉バスの会の事務所ですが、京都市の元老人いこいの家の建物であり、話し合いの結果、4ヶ月の猶予を与えて11月末が期限であり、いわゆる不法占拠状態となっている。京都市の公共物が違法性の疑いの極めて濃い白タク営業の事務所ならびに車庫として使われている。

第3点は、運行に使う車両の保管保守点検整備等はどうなっているのかということ。

第4点は、一番大切な安全の確保に関して、資格を持った運行管理者やその体制がないということ。

第5点は、運賃及び料金の設定、または変更について、事業者は運輸大臣の認可や事前の届出が必要となっているが、このグループは関係なく行っている。

第6に、車両を有料でレンタルするとしています。違法白タク業と共に違法レンタル業

も行っているとの疑いが濃厚である。

第7に、ボランティアで出動してくれている運転手が、二種免許を持っている人はいない。いわゆる普通運転免許で、業として人を運び料金を収受することは法令上できない。

第8に、こうしたボランティア送迎サービスが段々拡大運用され、ボランティア運転手の自家用車でも送迎を行い、同じ料金を受け取っている。

第9に、送迎サービスの利用条件として、福祉バスの会の会員になることとし、大々的に会員の募集を進め、入会金を取っていることであります。

第10に、送迎実績や利用者の喜びの声を紹介すると共に、低料金であることをチラシなどの印刷物などで広告宣伝をしていること。その上、こうした宣伝物チラシを京都市山科区総合福祉会館に備え付けられたコーナーに、他の福祉関係の啓発用パンフレットと一緒にならべられている。

第11に、福祉バスの会として別団体を名乗っていますが、運営主体は学区の社会福祉協議会であります。一連の会計処理について、社会福祉協議会の会計責任者は何も知らされていません。一体これはどういうことなのか、会計責任者の知らない会計を誰が握っているのかということでもあります。

リーダーが法律違反となることを知りながら、それを隠して、福祉の名のもとにボランティアを募り、任意団体とはいえ、公益性の強い学区社会福祉協議会の組織として、当該業務を推進していくということは許されることなのか。

そこでお伺いする。第1に、こうした事案は、第一義的には運輸省の所管ではあると思うが、本府福祉行政推進の立場からも全く関係なしとはしない事柄だ。社会福祉協議会の活動という点で、府当局としてはどのように判断されるか。知事のご見解を伺う。

第2に、こうした行為は法に照らして適法か、それとも違法なのかいずれでありましょうか。警察本部長の見解は。

第3に警察本部としては、こうした事案は認知していたか。もし認知していたのであれば、どのように対処してきたのか。また運輸省とどう連携を取り指導してきたのか、今日までの経過について報告を。

第4に、このグループに対して、運輸省は直接間接に何度も指導してきているとのことだが、いっこうにきこうとしない様だ。府警本部として今後どう対応するのか。

第5点は強く要望いたしたいが、これが実は私の一番強調したい点だが、いつまでも違法状態を続けさせることはよくない。行政として、改めるべき点は改めさせて法的に正しい方向に、しかも本当に困っている人々に喜んでいただけるという効果も失わずにこうした社会福祉活動が遂行されるように、的確な指導助言と誘導措置が必要であると思う。

**【知事】** 松尾忠昌議員のご質問にお答えいたします。社会福祉活動としての移送サービスについてであります。高齢者や障害者の方々の通院などの外出を援助することは、その社会参加を促進し、地域における自立した生活を支援する上で大変重要だと考えております。松尾議員もご指摘の通り、この件については第一義的には運輸省の所管であり、また京都市の指導監督のもとにあるものでございますが、府内の市町村社会福祉協議会におきましても、それぞれの地域の実状に応じまして、こうして取り組みが行われているところでございます。このような移送サービスが安心して利用されるためには、移送の安全確保はもとより、地域に根差したボランティア活動として創意工夫をこらしながら適切に運営されることが必要であると考えておりますので、京都府といたしましては、今後とも関係機関とも十分連携しながら、必要な協議、助言なども行い、地域で支え合う福祉活動が推進されますよう努めてまいりたいと存じております。

**【府警本部長】** 福祉タクシーについてであります。本件について警察が認知したのは9月の中旬であります。既に本年3月に運輸省、京都陸運支局であります。京都市地域福祉課等を通じまして、道路運送法に規定する無免許営業等に抵触する恐れがあるので 所定の手続きをとるようとの旨の行政指導を実施したものと承知している。警察といたしましては、事案認知後、運輸省京都陸運支局にたいしまして、事実関係の連絡や的確な対応の要請をいたしました。9月下旬と10月中旬にそれぞれ同様の行政指導が行われたものと承知しております。警察といたしましては、当該事案が道路運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することを目的とした道路運送法に関わるものでありまして、また事業の免許や事業者等に対する検査、調査等の権限を運輸大臣が有していることに鑑みまして、議員ご指摘の通り、第一義的には所管行政庁である運輸省において、まず実態把握や所要の行政的措置を行うことが適当であると考えております。このため、運輸省が行う行政的措置につきまして私どもとしても注意深く見守っているところであります。今後とも運輸省、京都市と緊密な連絡を取り、警察といたしましても本件事案に対して的確な対処を行ってまいりたいと考えております。

## ● 12月定例会で承認された人事案件

教育委員会委員	<b>金剛育子</b> (再)
監査委員	<b>廣瀬伸彦</b> (再)
収用委員会委員	<b>中田行雄</b> (新)
収用委員会予備委員	<b>信田芳明</b> (新)